

保護者の皆様へ

学びの多様化学校 習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室

入室ハンドブック (令和8年度版)



も く じ

- 1 はじめに
- 2 分教室での生活
- 3 対象となる児童
- 4 必要な書類
- 5 分教室への入室までの流れ
 - STEP1 相談
 - STEP2 申請
 - STEP3 審査
 - STEP4 入室決定
- 6 よくある質問（FAQ）
- 7 お問い合わせ先



はじめに

設置の経緯

近年、本市では小学生の不登校児童が増加しており、子どもたちがそれぞれの状況に応じて安心して学べる環境づくりが、これまで以上に重要になっています。学びの多様な学校は、不登校の状態にある児童生徒の学びの機会を確保するための新たな学びの場です。文部科学省が認める特別な教育課程のもと、子ども一人一人の実態やペースに配慮した教育を行うことができます。

本市では、こうした考えのもと、不登校児童が安心して生活しながら、自分に合った学習を進め、他者との関わり方を少しずつ学び、将来の社会的自立につなげていけるよう、令和7年4月に「習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室」を開室しました。

学びの多様な学校「袖ヶ浦西小学校分教室」の目的

学びの多様な学校『袖ヶ浦西小学校分教室』では以下の4点を目的としています。

分教室への 安定的な登校

分教室では、子どもたちが安心して通える環境を整えることで、安定した登校を目指します。無理なく学校生活に慣れたいけるよう、一人一人の状況に寄り添った支援を行います。



児童の状況に応じ た学習内容・評価

分教室では、通常の学級と同等の学習を目指しつつ、学び直しや出席状況に応じて取り組めた内容を評価しています。保護者と連携し、児童の努力や成長が励みとなるよう配慮しています。



指導・学習は 個別対応

子どもたちの学び方やペースは一人一人異なります。そのため、指導方法や学習量、学習内容（学び直し等）については個別に対応し、無理なく学びを進められるよう配慮しています。



児童の状況に 柔軟に対応

分教室では、児童の状況や特性を丁寧に把握し、それぞれのニーズに応じた柔軟な対応を心がけています。子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを大切にしています。



将来の社会的自立を目指します。

2 分教室での生活

分教室の1日

分教室での1日の1例です。

(火・水・金の日課をベースにしています。月・木は帰学活後、そでにしタイムになります。)

9:00-9:10	登校		
9:10-9:25	朝学活		
9:25-9:40	軽運動		
9:50-10:50	1 時間目		
11:00-12:00	2 時間目		
12:00-13:00	給食・昼休み・清掃		
13:05-14:05	3 時間目		
14:05-14:20	帰学活		
14:25-15:10	4 時間目		
15:15-15:45	そでにしタイム（学び直しの時間）		
15:50-	下校		

- 登下校の時刻については、お子様の状況に応じて柔軟に対応しています。
- 登校時刻は第三中学校の登校の時刻と重ならないように、9時から9時10分の間の登校としています。
- 毎朝15分間の軽運動の時間を設定し、心身の活性化を図り、規則正しい生活習慣を促します。
- 授業は1コマ60分授業として、お子様一人一人の状況にあわせて、適宜休憩を取りながら取り組めるようにしています。
- 授業は午前中2時間、午後2時間を原則としています。1日の最後には「そでにしタイム」として、学び直しの時間を設定しています。
- 下校時刻は月曜日・木曜日は15時、火曜日・水曜日・金曜日は15時50分となります(火曜日のみ3・4年生は15時15分下校になります。)

分教室の1年間

分教室での1年間の行事等の例です。

月	行 事 等
4月	始業式・三者面談(転入児童・保護者)・遠足(近隣公園)・尿検査
5月	体験学習(モルック)・健康診断・運動会(ニュースポーツ)・二者面談
6月	体験学習(理科講座)・健康診断・授業参観・懇談会・夏祭り
7月	体験学習(スズムシ講座)・お話会・お楽しみ会・三者面談・終業式
9月	始業式・健康診断・体験学習(和太鼓)・お話会
10月	土曜参観・体験学習(どんぐり工作)・校外学習・健康診断・二者面談
11月	お話会・ハロウィンパーティー・市内探訪
12月	クリスマス会・体験学習(ミニ門松づくり)・三者面談・終業式
1月	始業式・健康診断
2月	プログラミング教室・お話会
3月	校外学習・6年生を送る会・三者面談・卒業式・修了式

※ 体験学習については、児童の実態を踏まえ、地域の方や公民館と連携し、内容を検討の上、実施しています。

3 対象となる児童

分教室に入室するためには、以下のすべての要件を満たす必要があります。

① 習志野市立小学校に在籍している小学校2～6年生児童

※ 各学年5名程度 合計25名の定員としています。

② 本人と保護者が入室を希望し、分教室へ登校する意思がある

③ 年間30日以上欠席(病気・経済的理由除く)がある

※ 欠席が30日未満であっても、不登校傾向がみられる場合はこれに準じます。



4 必要な書類

保護者の方が作成する必要のある書類は以下の2つとなります。

別記第1号様式「袖ヶ浦西小学校分教室入室申請書」(申請書)

児童の基本情報や通学方法、入室を希望する理由等を記入していただきます。



アセスメントシート

ご家庭での様子や配慮事項等について、保護者の方に記入していただきます。



5 分教室への入室までの流れ

STEP1 相 談

入室を検討



児童生徒指導課(047-411-8034)へ電話で相談



- ・ 保護者の方とお電話で、不登校の状況や入室を検討した経緯等を伺います。
- ・ 実際に分教室を見学する日程を調整します。

分教室の見学



- ・ 見学には本人と保護者でお越しください。上履きをご持参ください。
- ・ 実際に通学する経路で来校することをお勧めします。
- ・ 見学の際は児童生徒指導課職員がご案内いたします。
- ・ 見学終了後、「申請書」と「アセスメントシート」をお渡しします。

入室の意思決定



- ・ 入室の意思を在籍している学校にご連絡ください。

STEP2 申 請

必要書類の提出



【必要書類】
☐ 申請書 ☐ アセスメントシート

- ・ 必要書類を在籍する学校にご提出ください。
- ・ 在籍する学校は、意見書を作成し、必要書類を児童生徒指導課に提出します。

STEP3 審 査

児童生徒指導課での面談



- ・ 学校から児童生徒指導課に必要書類と意見書の提出があった後、児童生徒指導課より保護者へ連絡し、面談の日程調整を行います。
- ・ 児童生徒指導課(市役所本庁舎2階)へ本人と保護者で来庁していただき、提出された書類に基づき、入室に係る面談を行います。

教育委員会での審査



- ・ 提出された書類や面談の内容をもとに、教育委員会で入室について審査を行います。
- ・ 審査後、入室決定(却下)通知書(※)を在籍する学校へ送付します。
- ・ 在籍する学校から連絡がありますので、通知をお受け取りください。

※ 児童一人ひとりにきめ細やかな指導を行うため、分教室では各学年5名程度を目安としています。審議の結果、入室が却下となる場合があります。却下理由については、児童生徒指導課までお問い合わせください。

STEP4 入室決定

分教室との面談

- ・ 入室決定通知書を受け取ったら、分教室(047-405-2122)に連絡し、分教室での面談日を調整します。
- ・ 面談の際に、分教室への転入日(登校を開始する日)を相談します。
- ・ 面談の際に、「転入準備チェックシート(※)」をお渡しします。

※「転入準備チェックシート」とは、分教室へ転入するために必要な書類やスケジュールを確認するものです。

転出手続き

- ・ 在籍する学校に転出日を伝え、書類(在学証明書、教科書給与証明書)の作成を依頼します。
 - ・ 在籍校にタブレット端末の返却をします(タブレットは分教室で新たに貸与されます。)
 - ・ 書類を受け取ったら、学校教育課(市役所2階)で手続きを行います。
- ※ 袖ヶ浦西小学校本校に在籍する児童の場合、上記3点の手続きは必要ありません。

転入手続き

- ・ 袖ヶ浦西小学校(本校)の事務室に在学証明書等の書類を提出し、転入手続きを行ってください。
 - ・ 給食を申し込む場合、一緒に手続きをしてください。
 - ・ 給食開始までに申請後3営業日かかります。
- ※ 袖ヶ浦西小学校本校に在籍する児童の場合、転入手続きは不要です。給食については、喫食場所が変更になることを本校と確認してください。

通学開始



6 よくある質問(FAQ)

在籍校に籍を残したまま通うことはできますか？

いいえ、できません。在籍校で転出手続きをしていただき、分教室に転校の手続きをしていただく必要があります。

給食の提供はありますか？

はい、ございます。給食の提供を希望されない場合には、お弁当を持参することもできます。

登下校の通学方法に決まりはありますか？

原則として、保護者の責任のもとで送迎をしていただく必要があります。徒歩、公共交通機関、自家用車等をご利用ください。特別の事情がある場合には、入室決定後、分教室にご相談ください。

※4年生以上は「自力通学証明書」の提出により、児童のみでの登下校が可能です。

スクールバスはありますか？

いいえ、ございません。

居住区の小学校に戻ることはできますか？

退室の希望がある場合、分教室にご相談ください。
退室についても、所定の手続きが必要となります。

各学年の定員が5名程度とありますが、最大何名までを入室できますか？

児童一人一人にきめ細やかな指導をするため、定員は各学年5名程度と設定しています。人数の上限は特に設けていませんが、一人ひとりにきめ細やかな指導を行える範囲で受け入れます。

特別な支援が必要な児童の入室は可能ですか？

まずは、児童生徒指導課にご相談ください。
分教室は不登校児童の登校・学習支援を目的とした場所であり、いわゆる「特別支援学級」とは異なります。そのため、発達特性等があるお子様については、特別支援教育の担当課ともしっかり連携し、どのような教育課程が最も適しているかを慎重に判断する必要があります。最適な選択ができるようサポートいたしますので、まずは現在の状況をお聞かせください。

入室前に体験をすることはできますか？

分教室に在籍している児童への影響を鑑み、体験入室は実施していません。児童が学習している様子を見学を実施しています。

欠席日数は30日を超えていませんが、学校では別室登校をしています。入室を相談することはできますか？

はい、できます。30日を超えていなくても、不登校に「準ずる」として入室の相談をすることができます。

小学校卒業後の進路はどうなるのですか？

卒業後は原則として「居住区の中学校」に進学します。学区外の中学校を希望する際は個別にご相談ください。6年生になったら、事前に中学校を見学するなどして準備を進めていきます。

7 問い合わせ先

分教室の見学・入室・手続きに関すること

習志野市教育委員会
児童生徒指導課

☎ 047-411-8034(直通)
☎ 習志野市鷺沼2-1-1 習志野市役所2階

入室決定後の面談に関すること

学びの多様化学校
習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室

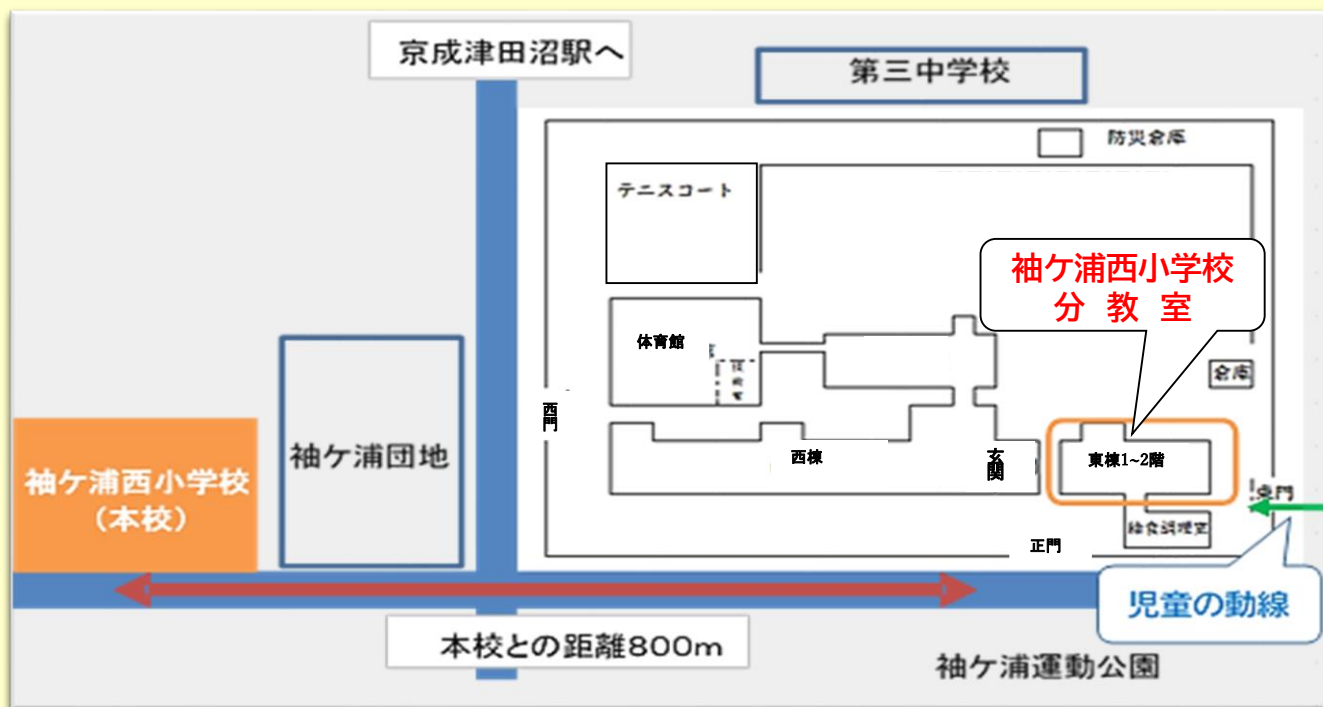
☎ 047-405-2122
☎ 習志野市袖ヶ浦4-3-1 第三中学校東棟内

転入手続き・給食の手続きに関すること

【本校】
習志野市立袖ヶ浦西小学校

☎ 047-451-2423
☎ 習志野市袖ヶ浦1-1-1

分教室・本校の周辺地図



※ 分教室にお越しの際は、東門からお入りください(第三中学校の正門は使用しません)。

学びの多様化学校HP
(習志野市公式HP)



分教室の所在地
(Google Map)



袖ヶ浦西小の所在地
(Google Map)



分教室の風景



第三中学校の東門から入ります



階段を上がって、まずは2階に登校



下駄箱に外靴を入れ、教室へ



1日の多くを過ごす教室



朝の軽運動を行うプレイルーム
給食もここでいただきます



1人で集中するためのスペース



季節ごとにさまざまな行事を行います
(写真は「夏まつり」)

学びの多様化学校 袖ヶ浦西小学校分教室
入室ハンドブック
作成：習志野市教育委員会児童生徒指導課